

# 人間ドック受診費用を助成します



市は、国民健康保険に加入している人と、後期高齢者医療制度に加入している人を対象に、人間ドックの受診費用を助成しています。  
平成30年度(4月1日～平成31年3月31日)の助成内容は次のとおりです。病気を早期に発見するため、制度を活用し人間ドックを受けませんか。

## 国民健康保険の加入者

### ■対象

- 次の①～③を全て満たす人  
①国民健康保険に加入している35歳以上の人  
②平成30年度に特定健康診査を受診しない人  
③特定健康診査の検査項目を含む人間ドックを受診する人(検査機関の指定は無し)

### ■助成額

次の⑦と④の合計額(限度額20,000円)

⑦特定健康診査分の料金

④人間ドックの受診料の2分の1の額(特定健康診査分の料金を除いて計算)

※助成は年度内1回限り

### ■申請方法

人間ドック受診の翌日から40日以内に▷検査結果と問診票の写し▷領収書▷保険証▷世帯主名義の通帳・印鑑一をお持ちの上、下記へ申請してください。

## 後期高齢者医療制度の加入者

### ■対象

- 次の①～③を全て満たす人  
①後期高齢者医療制度に加入している人(75歳以上の人または65歳以上で障がい認定を受けている人)  
②平成30年度に高齢者健診を受診しない人  
③平成30年度に他の人間ドック助成を受けない人

### ■助成額

人間ドックの受診料(限度額20,000円)  
※助成は年度内1回限り

### ■申請方法

●指定医療機関(右表)で人間ドックを受ける場合  
指定医療機関への予約の後、人間ドック受診前に▷保険証▷印鑑一をお持ちの上、下記へ申請してください。

### ＊指定医療機関で受診する場合の手続き

申請受け付け後、決定通知書を送付します。受診する指定医療機関に、この決定通知書をお持ちください。

いずれの指定医療機関も、検査項目と受診料は同じです。窓口で支払う額は、受診料から助成額を差し引いた2,000円(眼底・眼圧検査を加えた場合は6,000円)となります。

### ●指定医療機関以外で人間ドックを受ける場合

人間ドック受診後に▷領収書▷検査結果と問診票の写し▷保険証▷印鑑▷通帳一をお持ちの上、下記へ申請してください。

### 【指定医療機関一覧】

医療機関名	所在地
イーハトーブ病院	湯口
小原クリニック	西大通り
おばら内科・消化器科クリニック	仲町
川嶋医院	鍛冶町
菊地内科クリニック	浅沢
熊谷内科胃腸科医院	若葉町
恵ライフクリニック	太田
笹川医院	花城町
ささきクリニック	中北万丁目
さとう内科クリニック	御田屋町
循環器科・内科大平医院	鍛冶町
すがさわ外科内科クリニック	二枚橋
須田内科医院	円万寺
総合花巻病院	花城町
高木丘クリニック	高木
たきの内科・循環器科クリニック	大通り
ちば心療内科クリニック	諏訪町
とみつか脳神経外科クリニック	御田屋町
中館内科クリニック	不動町
藤巻胃腸科内科クリニック	高木
ゆかわ脳外科	西大通り
湯本診療所	湯本
大迫地域診療センター	大迫
石鳥谷駅前クリニック	好地
花巻市石鳥谷医療センター	八幡
宝陽病院	新堀
渡辺医院	好地
織笠内科医院	土沢
晴山医院	東晴山

※眼底・眼圧検査は、上記の大迫地域診療センター(金曜日のみ。要予約)、宝陽病院(日曜日午前のみ)のほか、白井眼科クリニック(材木町)、ささき眼科(桜台)、いしどりや眼科(好地)で実施しています

問い合わせ・申請 本館国保医療課(☎24-2111内線531)、各総合支所健康福祉係(大迫☎48-2111内線143、石鳥谷☎45-2111内線227、東和☎42-2111内線222)

# 情報公開・個人情報保護制度

市では、市政への信頼性と透明性を高めるため、市政に関する情報を公開しています。また、市が保有している個人情報を適正に取り扱うとともに、市民の皆さんが自分に関する情報を知ることができ、権利などを保障しています。

## 情報公開制度とは

市民の皆さんの知る権利を尊重し、請求に応じて市の職員が職務のために作成または取得した文書や図面など(行政文書)を開示する制度です。

## 個人情報保護制度とは

生存する個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名や生年月日などにより、特定の個人を識別することができるものを「個人情報」といいます。個人の権利・利益を保護し、市が保有している個人情報の開示や訂正、利用停止を、原則本人のみが請求できる制度です。

## 開示請求から開示までの流れ

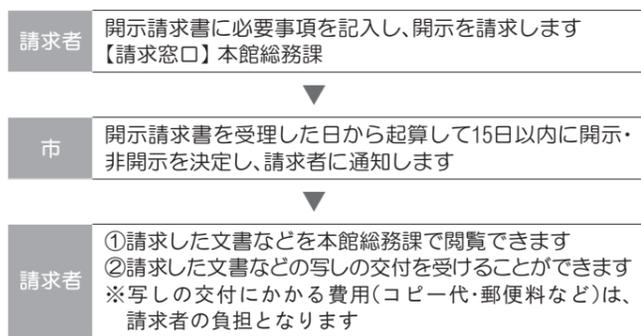
皆さんからの請求に応じて、行政文書や個人情報を開示します。原則として請求された内容は全て開示しますが、公益を損なうものや、第三者の権利・利益を害する恐れがある情報などは、開示できない場合があります。

## ●個人情報であれば何でも保護？

平成17年4月に全面施行された個人情報保護法により、年々個人情報は大切なものという認識が高まっています。その一方、個人情報保護を理由に必要な個人情報までもが提供されなくなったり、名簿の作成が中止されたりするなど、「過剰反応」と思われる状況が一部で見受けられます。個人情報保護法は、個人情報を

第三者に提供する場合に原則として本人の同意を得るなど、民間の事業者が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めているものです。同法の趣旨から、あらかじめ本人の同意を得ることができれば、クラス名簿や自治会名簿などを作成・配布することができ、また、災害、事故などの緊急時や捜査関係事項照会への回答のような場合には、本人の同意を得なくても情報提供できる場合があります。

## 行政文書や個人情報の開示請求から開示までの流れ



\*個人情報の訂正請求や利用停止請求の場合の流れも同様です

## 平成29年度 開示請求などの状況

### ■行政文書の開示請求件数および決定状況

請求先	請求件数	内訳				請求取り下げ
		全部開示	部分開示	非開示	不存在	
市長	85件	57件	27件		1件	1件
教育委員会	4件	4件				
農業委員会	1件	1件				
消防	5件	4件	1件			
計	95件	66件	28件		1件	1件

※1件の開示請求で複数の行政文書についての請求があった場合は、複数の決定方法を採用しているため、請求件数と決定状況は一致しません

### ■個人情報の開示、訂正、利用停止の請求件数および決定状況

請求内容	請求件数	決定状況
個人情報の開示	3件	全部開示 3件

※個人情報の訂正、利用停止の請求はありませんでした

### ■個人情報取り扱い事務の登録件数(平成30年5月18日現在)

市の機関	登録件数
市長	204件
教育委員会	31件
選挙管理委員会	4件
農業委員会	3件
消防	29件
議会	4件
計	275件

※市では、事務の名称や目的、対象者の範囲などを「個人情報取扱事務登録簿」に登録し、本人が自分の情報に関与できるようにしています

【問い合わせ】  
本館総務課  
(☎24・2111内線219)